

中学校運動部指定強化事業 実施要項

1 目的

国民スポーツ大会や全国中学校体育大会等の全国大会において、優秀な成績を上げるため、特に高い競技力を有し、将来全国大会での入賞が期待できる中学校運動部や地域クラブを指定し、本県ジュニアの一層の競技力向上を図る。

2 主催

滋賀県競技力向上対策本部 滋賀県中学校体育連盟

3 対象

滋賀県中学校体育連盟に加盟する運動部や地域クラブ

4 期間

各年度4月1日～2月末日までとする。

補助期間については、やむを得ない事情のある場合は別途協議する。

5 指定基準

以下にあげる団体競技において、前年度の滋賀県中学校秋季総合体育大会または滋賀県中学校体育連盟当該専門部が主催する強化練習会等で上位入賞の成績を収め、今年度全国大会等入賞が期待できる当該専門部から推薦された運動部・地域クラブとする。

(男女別) バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ソフトテニス、
卓球、柔道、剣道、ハンドボール

(女子のみ) ソフトボール

(男女混成) 軟式野球、サッカー、ラグビーフットボール

6 指定数

原則として、1競技男女別に2つの運動部・地域クラブを指定する。

7 支援内容

対象中学校運動部・地域クラブが実施する強化事業において、交通費、宿泊費、会場使用料、報償費、保険料、消耗品費および医科学サポート費、その他滋賀県競技力向上対策本部が認める経費は、滋賀県中学校体育連盟に登録している者を対象として補助する。

8 その他

指定は単年度で行う。

補助金の交付は、原則概算払いとする。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年4月1日から施行する。